

令和7年秋の全国交通安全運動

期間は、令和7年9月21日(日)～9月30日(火)



- 歩行者も交通ルールを守り、反射材などを活用して、交通事故を防ぎましょう。
- 夕暮れ時は、早めにライトをつけ、ハイビームも活用しましょう。
- ながらスマホと飲酒運転は絶対にやめましょう。
自転車の飲酒運転もダメ絶対！
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解し、きちんと守りましょう。
ヘルメットの着用は、大切な命を守ります。



廿日市だより

発行
廿日市警察署
(0829)
31-0110

9月30日は、**交通事故死ゼロ**を目指す日！

令和8年4月1日から自転車の交通違反に対して反則通告制度を適用

- 道路交通法の改正により、令和8年4月1日から自転車の交通違反のうち、信号無視や一時不停止など比較的軽微な違反を対象に、反則通告制度(青切符)が導入されます。

なお、反則通告制度は16歳以上の者を対象としています。

- 酒気帯び運転や酒酔い運転、あおりなどの妨害運転など悪質な違反に対しては、従来通り、刑事罰の対象となる交通切符(赤切符)で対応します。

スマホであなたに“オトモ”する
広島県警察安全安心アプリ

オトモポリス

オトモポリスなら県警公式SNSがすべて1つに！
さらに防犯機能も充実！！

音楽隊動画もアプリから！

今すぐ!!
ダウンロード!!

App Store からダウンロード

Google Play からダウンロード

オトモポリス

ちかん警巡 防犯ブザー 防犯マップ機能 現在地送信機能



廿日市だより

発行
廿日市警察署
(0829)
31-0110

110番緊急ダイヤルの適正利用 ～本当に必要な人のために、しっかり使い分け～

- 緊急ダイヤルとしての110番を正しく使えていますか？
110番は緊急時専用の電話です。
電話番号案内や相談・問合せなどの電話により、本来の緊急を要する事件・事故の受付ができなくなることがあります。
- 広島県の令和6年中の110番通報件数は約27万件で、約2分に1回の通報が入っています。
そのうち約3割が、いたずら、間違い、電話番号案内、相談窓口案内などの緊急を要しない通報でした。
- ※ **本当に必要な人のために、みんなで正しく使い分けましょう。**

相談や問い合わせは・・・**警察安全相談電話 #9110**
または**最寄りの警察署へ**

- 110番と相談窓口の使い分け
緊急の事件・事故は迷わずに110番緊急ダイヤルへ。
緊急を要しない相談・問合せは、各警察署等に直接ご連絡していただくか、警察本部に開設している各種相談窓口をご利用ください。
- **いたずらは絶対にしないでください。**
真に必要な事件・事故の110番通報が受理できなくなるなど、業務の妨害になります。
悪質ないたずらは、検挙されることがあります。
- ※ **聴覚・言語障害者の方のための110番**
 - ・ ファックス110番 0120-110-842
 - ・ メール110番 hiroshima-police@beetle.ocn.ne.jp
 - ・ 110番アプリシステム 専用アプリをダウンロード



県警公式

SNS

にて

情報発信中!!



Instagram



hp_maplekun

X



@HP_maplekun

Facebook



@HP_maplekun

YouTube



公式チャンネル

▲二次元コードをスマートフォン等で読み取ってください